

# ノートパソコンの購入

## 仕 様 書

令和 8 年 4 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

総 務 課

## 目 次

|     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 1   | 件 名.....        | 1 |
| 2   | 目 的.....        | 1 |
| 3   | 作業実施場所.....     | 1 |
| 4   | 納期.....         | 1 |
| 5   | 納入場所及び納入条件..... | 1 |
| 6   | 作業内容.....       | 1 |
| 6.1 | 物品の調達.....      | 1 |
| 6.2 | 調整作業.....       | 2 |
| 6.3 | 試験検査.....       | 2 |
| 7   | 支給物品及び貸与品.....  | 2 |
| 8   | 提出図書.....       | 2 |
| 9   | 検収条件.....       | 2 |
| 10  | 保証.....         | 2 |
| 11  | 機密保持.....       | 3 |
| 12  | 個人情報保護.....     | 3 |
| 13  | グリーン購入法の推進..... | 3 |
| 14  | 資源有効利用促進法.....  | 3 |
| 15  | 作業一般.....       | 3 |
| 16  | 協議.....         | 4 |
| 17  | 特記事項.....       | 4 |

### 添付資料

別添（資料-1） 調達物品 機能要件

別添（資料-2） 現地調整作業内容

## 1 件 名

ノートパソコンの購入

## 2 目 的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）敦賀事業本部 総務課が、敦賀事業本部及び高速増殖原型炉もんじゅ等に設置する情報機器および環境整備のため。

## 3 作業実施場所

敦賀総合研究開発センター 研究棟

## 4 納期

令和9年2月26日（金）

## 5 納入場所及び納入条件

### 1) 納入場所

福井県敦賀市白木1丁目

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀総合研究開発センター 研究棟 1階

（敦賀事業本部 総務課 指定箇所）

### 2) 納入条件

持込調整後渡し

### 3) 納入時の注意事項

- ・ 納入品は原則として納入者が直接持ち込むものとする。ただし、一般輸送機関に委託することもできる。
- ・ 物品の搬入に関しては、原子力機構担当者と日時等を事前に調整のうえ、他作業と干渉しないよう実施すること。
- ・ 物品の搬入および試験検査は、原子力機構担当者と受注者の立ち会いのもと実施すること。
- ・ ダンボール等梱包材・緩衝材等、原子力機構が不要と判断した場合は、受注者持ち帰りとして適正に処分を行うこと。

## 6 作業内容

### 6.1 物品の調達

資料 - 1 に示す物品を調達すること。

#### (1) 製品仕様

資料 - 1 の仕様が満たされているか確認できるよう、機種、仕様、その他追加品についての資料を提示すること。機種選定においては、本体性能、機能、使用用途等の特徴、各種仕様、基本的な付属類、および拡張性に係る制約などの附帯条件を満足するもの（相当以上）とする。また、パソコンはメーカー製法人向け機種であること。

## 6.2 調整作業

原子力機構より指定する識別番号をラベルライター（12mm、白地・黒文字）作成し物品本体前面に貼付すること（カートリッジは受注元用意）。

なお識別番号の採番については、契約締結後に通知する。

## 6.3 試験検査

本仕様書に基づく要件を整理し、下記の試験検査項目を、具体的な個数や閾値を記載し、取りまとめのうえ、受注者の責任において実施すること。

### (1) 員数検査

- ・ 資料 - 1 に示す物品仕様、数量の通りであること。

### (2) 外観検査

- ・ 納入物品について、本契約履行による傷、へこみ、裂傷等の外観に異常が無いこと。

### (3) 動作確認

- ・ 電源を投入し、基本ソフトウェアの起動、ネットワークの接続等、機器の基本的な動作が正常に行えること。

### (4) 作業内容確認

- ・ 納入物品について、資料 - 2 の調整作業が適切に実施されていること。また、資料 - 2 の調整作業結果が報告書内に記載されていること。

## 7 支給物品及び貸与品

- 1) 本契約の実施にあたり、電力等については、原子力機構が必要と認める範囲において無償で支給する。ただし、所定の手続きを行い、原子力機構の了承を得ること。
- 2) 調整作業に必要となる物品（モニターや LAN ケーブル等）は、原子力機構が必要と認める範囲において貸与する。ただし、所定の手続きを行い、原子力機構の了承を得ること。

## 8 提出図書

- ・ 報告書 1部

納品物品の一覧（パソコンのシリアル情報、MAC アドレス情報含む）、調整作業結果、試験検査成績書、保証書、ユーザー登録完了通知書などを、まとめて1冊の報告書として提出すること。

## 9 検収条件

6.3項に示す試験検査の合格、8項に示す提出図書の確認をもって検収とする。

## 10 保証

- 1) 本契約において調達する物品は、資料 - 1 に示す機能要件等を満たすものとする。
- 2) 保証期間内に、不具合・修理対応としてハードディスク交換作業が発生した場合は、取り外したハードディスクの返却を不要とするサービスまたは、受注者の責において取り外したハードディスクに対してデータ漏洩対策としてハードディスク内

のデータ読み取りが不可となるよう、保守サービス内にて物理的に破壊する等の情報セキュリティ対策・処置を行い、原子力機構に報告・提示すること。また、ハードディスクを持ち出す必要が生じた場合、データの読み取り可能状態での持ち出しは不可とする。

- 3) パソコンの保証範囲は、パソコン本体の他に、マウス、キーボードなど全ハードウェア機器を対象とする。

## 11 機密保持

受注者は、本契約の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本契約遂行以外の目的で、受注者及び下請け会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

## 12 個人情報保護

受注者は個人情報を取り扱う場合、以下の事項を遵守すること。

- 1) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- 2) 業務に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。
- 3) 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供しないこと。
- 4) 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用しないこと。

## 13 グリーン購入法の推進

- 1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- 2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 14 資源有効利用促進法

資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる引き取り(回収)を実施していること。なお引き取り(回収)費用に関しては見積りに含めずともよい。

## 15 作業一般

- 1) 納品に伴う施設への立ち入りについては原則9:00から16:30までとする。ただし、事前に納入時間の変更等の申請があれば必要に応じ対応するものとする。
- 2) 受注者は、作業の実施に当たり、契約書の定めるところに従い、本仕様書、及び合議事項等に基づいて誠実に作業を実施し、これを完了しなければならない。
- 3) 受注者が原子力機構所有の設備、備品に損傷を与え、もしくは紛失、不具合、事故等を発生させた場合は、受注者の責任において完全に修復しなければならない。
- 4) 受注者は、作業の実施に当たり安全確保について自らの責任において実施し、労働

安全衛生法等適用法令等を遵守する事はもちろん、常に安全の確保に細心の注意を払い、労働災害の絶無に努めなければならない。なお、事故及び異常が発生した場合には、速やかに原子力機構に連絡し、その指示に従う。

- 5) 受注者は、入退構及び物品、車両等の搬入出に当たって、原子力機構の所定の手続きを遵守すること。また、本契約に係る車両の走行速度は指定の法令を遵守すること。特に集落地区（菅浜、竹波、丹生、白木等原子力機構指定区域）においては、法定速度はもちろん交通マナーを遵守すること。

## 16 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

## 17 特記事項

- 1) 本件で調達する物品等について、検収後メーカー保証期間(サポートパック保証期間含む)において故障等の不具合が発生した場合は、故障連絡の一次受付は受注者が対応し、製品メーカーの正規保証に基づき、速やかに障害切り分け支援およびメーカー修理手配を行うこと。なお、メーカーによる対応は故障連絡から翌営業日以内に行われるものとする。
- 2) 必要に応じて、納入物品に対するメーカーからの技術情報や不具合情報を迅速に提供すること。

以上

| No. | 製品名        | 型番 | メーカー | 数量 | 単位 | 仕様等（相当品可）  |
|-----|------------|----|------|----|----|--|
| 1   | ノートパソコン    |    |      | 70 | 台  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイズ：340 x 240 x 25mm以下</li> <li>・重量：1.5kg以下</li> <li>・OS：Windows 11 Pro（日本語）</li> <li>・CPU：インテル®Core™ Ultra 5 235U, vPro®相当以上</li> <li>・メモリ：16GB 以上 増設の場合、PC本体と同じ期間保証される製品であること。</li> <li>・ストレージ：SSD 500GB 以上</li> <li>・カメラ、マイク、スピーカー内蔵</li> <li>・Bluetooth 5 相当内蔵</li> <li>・無線LAN：Wi-Fi 6E 相当内蔵</li> <li>・有線LAN：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 相当対応ポート x 1 以上<br/>PC本体のチップセットに組み込まれた固有のMACアドレスを有していること。<br/>内蔵・外付けは拘らない。ただし、外付けとする場合は、MACアドレスバススルーにて、PC本体のチップセットに組み込まれた固有のMACアドレスを利用し通信すること。</li> <li>・内蔵ポート：Thunderbolt 4 x 1 以上<br/>ただし、下記、に該当する場合、最低ポート数をそれぞれ +1 すること。<br/>付属ACアダプターによるPCの電源供給に上記ポートを使用する必要がある場合。<br/>有線LAN接続用の外付け機器に上記ポートを使用する必要がある場合。</li> <li>・搭載ポート：USB 3.2 Type-A x 2 以上、HDMI x 1 以上<br/>内蔵・外付けは拘らない。ただし、外付け機器の接続で上記内蔵ポートを占有する場合、対象の外付け機器にThunderbolt 4 x 1 以上が備わっていること。</li> <li>・キーボード：日本語キーボード</li> <li>・バッテリー：45Whr 以上</li> <li>・省電力/環境対応：国際エネルギースタープログラム適合、グリーン購入法適合</li> <li>・セキュリティチップ：TPM 2.0搭載</li> <li>・オンサイト保証：5年オンサイト保証、オプション追加による標準保証のアップグレード可。<br/>修理に必要な費用(パーツ費、交通費、役務費等)の一切を保証内に含む。<br/>修理対象はバッテリーを除いた、全てのハードウェアが対象であること。<br/>修理対応等HDD交換時に HDDの返却が不要である保証内容であること。</li> <li>・その他：Windows 11 Proリカバリメディア付属<br/>(メディアの数量は最低2個とし、オフライン環境でも利用可能なものとする)、<br/>ACアダプター付属</li> </ul> |
| 2   | セキュリティワイヤー |    |      | 70 | 本  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・No1.の機器で利用可能であること。</li> <li>・シリンダ錠タイプであること。</li> <li>・ワイヤーと鍵それぞれに識別可能な番号等が記載されていること。<br/>識別可能な番号等が記載されていない場合、識別可能なように番号が書かれたテプラをワイヤー、鍵にそれぞれ貼り付けを行うこと。</li> <li>・マスターキー 1本付属。</li> </ul>  |

| No | 作業対象機器  | 作業項目            | 作業内容   | 数量 | 単位 | 備考   |
|----|---------|-----------------|--|----|----|--|
| 1  | パソコンの設定 | Windows初期セットアップ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホスト名変更</li> <li>・ユーザアカウント作成</li> <li>・ネットワーク接続確認</li> </ul>  | 70 | 台  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業にあたっては、作業実施の3日前までに納品物の機種名、機種型番、MACアドレス情報を提出のこと。</li> <li>・作業詳細については、契約締結後速やかに原子力機構担当者に確認を行い実施すること。</li> <li>・資料-1に示すパソコンの設定を行うこと。なお、当機構内の指定箇所ですべて一度にネットワークに接続できる台数は、10台程度である。</li> </ul> |
|    |         | MACアドレス貼り付け     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品本体背面に貼付すること。</li> </ul>  |    |    |  |
|    |         | 総務課が管理する番号の貼り付け | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を検索する為の識別番号を物品管理する管理シールをラベルライター（12mm、白地・黒文字）で作成し物品本体前面に貼付すること（カートリッジは受注元用意）。</li> <li>なお識別番号の採番については、契約締結後に通知する。</li> <li>外付け機器が含まれる場合は同様に貼付すること。</li> </ul> |    |    |  |
| 2  | -       | メーカー登録・保証手続き    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体および付属品・サポートバック等、ユーザ登録を必要とするものは全て手続きを行い、納品後速やかに保証が受けられるようにすること。</li> <li>・メーカー保証手続きに必要な物品情報（品名・型式・シリアルNo.等）を整理し、デジタルデータとしてCD-R、DVD-R等の外部媒体で提供すること。</li> </ul> |    |    |  |